

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2015. 08

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★

一級建築施行 学科試験者が5千人増!!!

1級建築施工管理技士の受験者が前年度比 23.7 倍 2万5,452人

1級電気施工管理技士の受験者が前年度比 15.7 倍 1万8122人

○1級建築施工管理技士○

	10年前と比較して	受験者数	合格者数	合格率
学 科	平成17年	25,785名	15,217名	59.0%
	平成27年	25,452名	11,103名	43.6%
実 地	平成17年	20,703名	5,232名	25.3%
	平成26年	14,210名	5,710人	40.2%



10年前に比べて、学科合格率が下がり、実地が急上昇です、予備校効果でしょうか？

○1級土木施工管理技士○

	10年前と比較して	受験者数	合格者数	合格率
学 科	平成16年	59,881名	22,636名	37.8%
	平成26年	33,130名	19,389人	58.5%
実 地	平成16年	32,197名	18,174名	56.4%
	平成26年	28,010名	11,064人	39.5%



建築と反対に、学科と実地の合格率がほぼ反転しています。

資格や専門的な知識や学歴がなくても、健康な身体と働く意欲さえあれば戦力になる、他の業種に比べて、初任給も高く設定されていた建設業は、その昔「雇用の受け皿」とされてきた時代がありました。いまは資格の時代です、私達が訪問する企業さんでも、もはや会社の中でも、高校受験を控えた学生状態。予備校の為に現場を休ませ、もちろん学費とその間も給与を支払って。社員への投資を惜しまない会社が増えました。

資格者揃いの事業所がどうか？決して規模に限られません、経営者次第？かと思われます。

★運送業★観光バスが“爆売れしてます！事故は大丈夫？

円安による訪日外国人の増加や東京オリンピック開催を受け、バス事業者が新車を爆買い？三菱ふそうは前年の**約2倍の受注**があり、いま注文しても**納車は約1年後**。

製造ラインの増設など国内生産にもプラスの影響をもたらしています。

インバウンド消費（訪日外国人消費）の恩恵を受けるのはほとんど東京や観光地の京都。

しかし中部圏の事業者様も観光バス購入の計画がある場合はお早めに！

と、なんだか明るいニュース～♪・・・だけで終われないのが旅客事業。

格安人気バスの落とし穴？ドライバー不足で負担大！

ピンクの高速バスが有名な某高速バス会社は、7月14日東京ディズニーランドからの帰りの乗客27人を乗せて**大型ダンフカーに追突、2台とも転落横転する事故**を起こしました。

事故当時運転していたドライバーは健康に問題なく、休憩時間も守られていたが、

11連勤中で疲労が蓄積されていたのかもしれませんが。格安高速バスの人気は日本人だけでなく、訪日外国人の利用者も増える一方、**車両があってもドライバー不足は深刻です**。

増便が出来なかったり、仕事を請負えない状況は続いています。インバウンド消費の影響でバスを購入している事業所のドライバー負担が大きくならないように注視したいです。

旅客事故は大きく取り上げられます。運送業界全体の事故問題の再燃しないか懸念されます。

運送業界全体でのより一層の法令順守が求められています。

毎年恒例7月はGマークの申請週間！

来年は、新規を検討、更新かなという事業所さん、ご参考にお早目の取り組みを♪

法令で義務付けられるもの（巡回時必須）、Gマーク申請で必要な任意のもの、**特に注意が必要な点**をご紹介します。

【運転者の適性診断】

★義務・・・**特定診断（初任者・適齢者・事故惹起者）**

★任意・・・**一般診断**を過去1年間で運転者の**3割が受診**していること

または過去3年間において、運転者**全員が適性検査（一般診断、特定診断もOK）**を受診。

特に適性診断は申請間近になると大変混雑して、間に合わないこともあります。

特に運転者数の多い事業所様、ご注意ください！

【教育や会議】

★義務・・・教育は**国土交通省告示1366号の11項目。毎年全項目実施**

★任意・・・社内、荷主、協力会社との安全会議、運転者研修については**事故防止に係る内容**。議事録や資料等が必要です、内容が商品（積み荷）の取扱い等が主だと加点されない可能性も。いずれも大切なことですが、**交通事故及び労災事故防止はOK、でも構内事故や商品事故は加点対象にならない**可能性があります（/_:）

運送業でない方はご存知でないかもしれませんが、

実は書類を整えて出すだけでなく採点制度なんですよ!(^ ^)!狙え満点申請!!!

★産廃★ ドローンで保管状況調査！

愛知県は飛行ロボット（ドローン）を産業廃棄物処理場の調査に活用するため、愛知県瀬戸市の一地点で実証的に使い、**保管状況を調査しました。**

ドローンでの本格的産廃処分場調査は全国の自治体で2例目。調査対象は建築廃材を中心に扱う山間地の処分場。**県が過剰処理を数十回と指摘しており、障害物により地上では確認できない場所を上空から撮影し、改善指導に役立てる方針です。**ちなみにドローンの利用は業者に了解を得てから行ったそうです。

監視や災害調査で活用が広がる一方、一時マスコミを騒がせた事件もあり、法整備が急ピッチで進んでいます。7月9日にはドローン規制法案が可決され、国会議事堂や首相官邸、皇居などの重要施設とその周囲300mでの飛行を規制し、違反者に対しては、1年以下の懲役か50万円以下の罰金が科せられます。今後、ドローンの飛行ルールをより詳細に定めた航空法改正案も国会に提出される見込みです。

安全面だけでなく、プライバシーの観点からもルールを整備する動きがあり、総務省は、ドローンで撮影した映像をインターネット上で公開する際の考え方などを整理したガイドライン案を公表し、意見募集を行っています。

画期的で便利なドローンは過大デメリットと隣り合わせ。ドローンについては規制がされてからでないと広く活用されるのは難しいのではないかと考えていました。しかし規制案が可決されたり、ガイドラインが作成されたことによって、**不法投棄や過剰保管の監視や、災害現場での活用がさらに広がると思います！(^ ^)!**



知らないうちに不法投棄されているかも・・・

最近よく目にする**空地での不要品回収**や町中を**軽トラで巡回し「なんでも回収します」**と回っている業者・・・これらは本当に適正な業者なのか、常々疑問に思っています。

もちろん、適正に許可や指定を受けて行っている業者さんも中にはあります。しかし、みなさんの家庭から出たエアコンやパソコン、ソファやタンスなどの粗大ごみは**一般廃棄物**です。その業者が**産業廃棄物の許可を持ってもNG!!**また古物商の許可を持っていますと言ってもダメです。古物商は中古品を売買する許可です。要らなくなったものを無償で引き取っていい許可ではありません。

こういった業者へ引き渡してしまうと、不法投棄はもちろん、**不適正な処理により有害物質が放出**されてしまったり、**不適正な保管による火災が発生**につながるケースが多く起こっています。家庭から排出される廃棄物は一般廃棄物であり処理については市町村ごとにルールが定められています。またテレビやエアコン、冷蔵・冷凍庫や洗濯機は家電リサイクル法により処理の方法が決められています。

ひとりひとりの間違った処理により、環境に大きく影響を与えてしまいます。

まずは市役所等に問い合わせて正しく処理をしましょう。

★相続（番外編）★ 出張遺言

超高齢社会に伴い、体が不自由になったり、寝たきりの方や病に伏しておられ、公証役場まで足を運ぶことが出来ない方が増えています。自分がこの世を去った後のことについて…「遺言」にしたためます。遺言には、自筆遺言、公正証書遺言がありますが、自筆遺言は問題が多くお勧めできません。公正証書を作成するには、公証役場へ出向くのが通常ですが、最近増えているのが出張遺言です。**遺言を公正証書に残す際、病院や施設、ご自宅にも公証人を呼ぶことができます。**

	遺言する財産の価額	公証人手数料
証書の作成	100 万円まで	5,000 円
	200 万円まで	7,000 円
	500 万円まで	1 万 1,000 円
	1,000 万円まで	1 万 7,000 円
	3,000 万円まで	2 万 3,000 円
	5,000 万円まで	2 万 9,000 円
	1 億円まで	4 万 3,000 円
	3 億円まで	5,000 万円ごとに 1 万 3,000 円加算
	10 億円まで	5,000 万円ごとに 1 万 1,000 円加算
	10 億円超	5,000 万円ごとに 8,000 円加算
遺言手数料	目的の価額が 1 億円以下	1 万 1,000 円を加算
出張費用	日当	2 万円（4 時間以内は 1 万円）
	旅費	実費
	病床執務手数料	証書作成料金の 2 分の 1

【計算の例】

3000 万円の財産を妻一人に相続させる遺言

証書作成 2 万 3000 円＋遺言加算 1 万 1000 円＝3 万 4000 円

出張費用の旅費については、お迎えに上がれば無料です。

顧問先の社長さんのみならず、社員さんのご両親など、経営者や従業員という枠を超えて、「仕事と関係がないお話なんです…」とって相続のご相談をいただくことがあります。

誰かに相談に乗ってほしいと思っても、法律の知識もないし

「なに弱気になってるのよ」「残さないで全部使い切ってしまいなさいよ」と流されてしまいがちな話題。

信用できる親しい親族や身内こそ関わりたがらないものです。

でも言葉にすると、人は心の整理ができるそうです。

そんな時！牟田が公証人を連れて訪問し、その場で公正証書を作成致しますよ(*^_^*)

